

令和 3 年 度

第 2 回 浜松市建築審査会

会 議 録

令和 3 年 1 0 月 6 日

浜松市役所本庁・本館 6 階 6 1 会議室

令和3年度 第2回 浜松市建築審査会 会議録

1 日 時 令和3年10月6日(水) 午前9時30分

2 場 所 浜松市役所本庁・本館6階 61会議室

3 次第及び審議結果

1. 開会

2. 議題

(1) 建築許可に係る同意について

・道路内において許可を必要とする建築物の新築(上空通路)

審議結果 同意

3. その他報告等

(1) 建築基準法に基づく包括許可報告

(2) 次回開催予定連絡

4 出席者

*浜松市建築審査会	会 長	松本 直己
	委 員	寒竹 伸一
	委 員	藤村 有希子
	委 員	若杉 早苗
	委 員	河合 晴夫
	委 員	内山 勝徳

*特定行政庁建築行政課	建築行政課長	鈴木 成幸
	建築安全グループ長	相原 正浩
	建築安全グループ	石野 裕也

*事務局建築行政課	建築行政課長補佐	大橋 直哉
	建築総務グループ長	金子 亮太
	建築総務グループ	荻野 朗子

5 傍聴人

(報道関係者) 1名

6 議事録

1. 開会

事務局 (配布資料の確認)

松本会長 只今より令和3年度第2回浜松市建築審査会を開会します。
本日は私を含め6名の委員が出席しているため、浜松市建築審査会条例第4条に基づき、本審査会は成立となります。
本日の議事録署名人は藤村委員と河合委員にお願いします。
議事に入る前に、本審査会の会議公開について、委員の皆様にお諮りします。本会議を公開することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

松本会長 公開といたします。
続いて、傍聴人より報道の為の写真撮影及び音声録音に関する承認の申し出があった場合、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

松本会長 本日は1名から傍聴、写真撮影及び音声録音の希望がありますので、報道の為の写真撮影及び音声録音について承認します。

2. 議題

(1) 建築許可に係る同意について

- ・道路内において許可を必要とする建築物の新築（上空通路）

松本会長 本日は、西山病院の既存棟である西館の建替えに伴い、道路上空に設置する通路（上空通路）について審議します。
それでは議題について事務局より説明をお願いします。

【説明】

審議物件の基本情報について説明

事務局 対象条項 建築基準法第44条第1項第4号（道路内の建築制限）
計画概要 申請者 医療法人社団 一穂会 理事長 脇 慎治
申請敷地 西区西山町459-4、460-2、478-2の各一部
(市道 西山25号線)
用途 上空通路
構造 鉄骨造
階数 1
敷地面積 (道路上空の為、敷地面積はなし)
建築面積 23.16㎡
延べ面積 23.16㎡
用途地域 指定なし
防火地域 指定なし

建築行政課長

処分庁の意見について説明

本計画は、地域医療を担う西山病院において、老朽化した西館の建て替えのため、東側敷地に新棟を建築し、医療療養病棟の移転とデイケアの整備を行います。この建て替えに伴い、本館と道路を挟んだ東側敷地に整備する新棟とを患者等が往来することになることから、通行の危険を防止するために道路上空通路を設置するものです。

上空通路の設置により道路交通の視界を妨げることもなく、上空通路自体の構造安全性について十分な配慮がされており、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められます。

また本件につきましては、令和3年8月18日に、警察署、消防局、道路管理者、特定行政庁の間で、連絡や調整を行うための浜松市アーケード等連絡協議会が開催され、上空通路の設置にあたり支障はないとのことで出席者全員の意見が一致したため、許可の対象としました。

特定行政庁

資料に基づき、適用法令及び計画内容等について説明

(計画内容説明の前に、許可にかかる手続きについて説明)

(資料及び図面等に基づき、計画内容を説明)

【審議】

松本会長

この件について、ご意見、ご質問等をお願いします。

寒竹委員

配布資料中、上空通路の位置について2か所を黄色で示していますが、本計画は北側の部分ですか。

特定行政庁

北側が今回の計画、南側は既存の許可済の上空通路です。

寒竹委員

申請対象の図面上の表記については、正しい表記を心がけてください。上空通路の許可申請では、柱の部分が特に重要です。柱の位置について表現されているものとそうでないものが、同じ資料の中で散見されます。柱や堅樋の位置表記について、申請資料の中で整合性を図った上で、当該柱等が視認性等、道路交通上の妨げになっていないか検討・確認が必要です。また、このことについて、設計者側に指導したほうがよいと考えます。

特定行政庁

図面上の表記方法について承知しました。

建築行政課長

今後、上空通路の柱等については、申請時に交通上の安全等を含め、問題ないか図面で確認をしっかりと行っていきます。

藤村委員

立面図で、上空通路の柱と道路境界線との間に示されている寸法は何を示していますか。

寒竹委員

当該寸法が道路の左右（片側355、片側450）で異なりますが、何か理由はありますか。当該寸法については、道路境界線から柱の面をおさえているのではなく、どの箇所と箇所を追っている数字なのか分かりません。

特定行政庁

施工誤差を考慮した、道路境界線からの最小寸法です。

寒竹委員

立面図に示されている窓の配置について、高さが揃っていませんが、デザイン上の理由によるものですか。

- 特定行政庁 意匠的な理由で配置したと聞いておりますが、建築基準法施行令第145条第3項第3号の構造基準の他、排煙等の機能面からこのような配置となったと推測します。
- 寒竹委員 この計画では、廊下内は明るくない為、照明が必要になり、結果省エネではなくなります。また、窓の高さがそろっていない理由について、設計者側に確認しておいたほうがよいでしょう。
- 特定行政庁 承知しました。
- 松本会長 新棟の基礎梁の位置が構造図上で示されていますが、上空通路の柱、道路との位置関係はどうなっていますか。
- 寒竹委員 図面によっては、新棟の基礎梁が道路面よりも突出しているように見受けられる為、相手に正しい設計意図が伝わりにくいです。
- 特定行政庁 新棟の基礎梁は地盤面下に位置し、道路内には突出していません。表記方法については今後配慮します。
- 藤村委員 既存棟は、上空通路とは構造的に完全に独立していますが、新棟の基礎梁は、どうなっていますか。通路と新棟の基礎梁が連結している場合、構造上問題はありますか。
- 建築行政課 課長補佐 上空通路の上部構造は、エキスパンションジョイントにより、新棟と独立していますが、基礎梁は新棟と一体となっています。基礎梁がつながっていることは構造上問題ないです。
- 河合委員 上部構造について、既存棟側のみエキスパンションジョイントを入れ、新棟側にはエキスパンションジョイントを入れずに、上部構造も基礎梁も新棟と一体にする、という考え方はどうでしょうか。
- 建築行政課 課長補佐 上空通路と新棟の基礎梁が一体であれば、本計画のようにエキスパンションジョイントを既存棟及び新棟側両方ではなく、既存棟側のみ配置するという方法も可能です。
- 松本会長 上空通路の外壁の仕様は何ですか。
- 特定行政庁 押出成形セメント板の上を塗装したものです。
- 寒竹委員 塗装色については、建築審査会では審議しないのですか。
- 特定行政庁 他部署にて指導を行います。
- 特定行政庁 大規模建築物の場合には、景観法による届出が必要になり、所管課は土地政策課となります。届出の審査基準では色彩基準が定められているため、適合していない場合は指導があり、適合する場合は届出受理通知書が交付されます。
- 松本会長 上空通路が昨年度から3件続いており、説明資料について改善されていますが、設計意図が正しく伝わるような表記を心がけ、また、柱、基礎及び道路との取合い部分についての検討等が重要な旨、設計者に伝えてください。
- 特定行政庁 承知しました。
- 松本会長 道路占用の対象となっている市道 西山25号線ですが、通行車両は病院関係者でしょうか。

- 特定行政庁 通行車両は主に病院関係者で、当該市道は相互通行となっています。参考までに平日の通勤時、帰宅時の時間帯の車両通行量を確認したところそれぞれの時間帯で1時間あたり15台となっています。
- 特定行政庁 病院関係者の他、通勤時間帯には、北（航空自衛隊側）から南へ走行する一般車両もあります。
- 寒竹委員 説明資料中、図面とイメージ写真とでは、上空通路のプロポーシオンが異なる為、視認性等交通上の安全についての検討資料になりません。完成予想図（パース）なしで、図面だけで安全性の検討は難しいでしょう。
- 建築行政課
課長補佐 本計画は、道路からの視認性がよく、上空通路の床面は水平な為、パースは申請時の添付資料として要求していません。対象地が複雑な形状をしているような場合には、図面のみでの確認が難しいため、パースを依頼しています。
- 寒竹委員 曖昧な完成イメージと図面情報のみで計画内容について審査するというのは、少し緩い感じがします。本件は、視認性、交通上の安全性の観点からも、また、建築許可は、まちづくりにも関連する為、パースを作成の上で検討するべきでしょう。
- 建築行政課長 現況写真の撮影方法等を含めて、市として今後指導に努めます。
- 松本会長 それでは、本日ご指摘を受けた点、ご指導をお願いします。
- 松本会長 その他にご意見、ご質問等が無ければ、同意してよろしいですか。

(異議なし)
- 松本会長 それでは本件につきましては、同意いたします。

3. その他報告等

(1) 建築基準法に基づく包括許可報告

- 事務局 前回の審査会（令和3年7月7日）以降、本日の審査会までの包括許可件数は、12件（建築行政課：12件、北部都市整備事務所：0件）であり、許可の内容は、接道許可に関するものです。

(2) 次回開催予定連絡

- 事務局 今後の開催予定は、配布した予定表のとおりです。
建築審査会は通常、第1水曜日に開催していますが、来年1月については第1水曜日が正月休み明けの5日にあたるため、1月は第2水曜日の12日に変更させていただきます。今後の開催については、開催が決まりましたら、後日、開催通知とともに連絡いたします。
- 松本会長 以上をもちまして、建築審査会を閉会いたします。

4. 閉会 午前10時30分